

# 防災物品品質管理基準

防災物品品質管理委員会

制 定 平成 22 年 8 月 18 日

最終改正 令和 元年 8 月 1 日

## 第 1 製造業及び防災処理業

### 1 防災性能を付与するための設備・器具

防災性能を付与するために必要な生地等の鑑別器具、防災薬剤調合器具及び製造設備又は防災処理設備一式を保有すること。

### 2 品質管理のための機器等

次のいずれかに該当すること。

- (1) 品質管理のための機器（防災性能を測定するための機器、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）別表第 1 の 2 の 2 の防災物品の種類欄中の 3、イに該当するものを製造し、防災処理し又は輸入販売しようとする者にあつては耐洗たく性能を有することを確認するための洗たく機又はドライクリーニング機）等一式を保有すること。
- (2) 品質管理のための防災性能試験を協会等の試験機関又はこれらと同等の試験実施能力を有する事業所等に依頼する場合にあつては、当該試験機関等の承諾書を保有すること。

### 3 品質管理組織、品質管理責任者及びこれらの責任・権限

- (1) 防災物品に係る品質管理を適切に行うことができる組織を有すること。また、当該組織における責任と権限が明確であること。
- (2) 品質管理に関する実質的な権限を有する者が、品質管理責任者として定められていること。
- (3) 品質管理責任者が不在となる場合の代理体制について定められていること。
- (4) 品質管理体制が適正に維持されていることについてのチェック方法が定められていること。

### 4 専門技術者

「防災表示を付する者の登録の基準」（平成 12 年消防庁告示 9 号）第 3、第 4 及び第 5 に定める要件を満たす専門技術者が、品質管理部門に配置されていること。なお、協会が実施する防災加工専門技術者講習修了証の交付を受けた者にあつては、必要な再講習を受講していること。

## 5 製造・処理条件の管理

- (1) 防災性能を付与するための製造・処理条件の設定が、適正なデータ等に基づき決定されていること。
- (2) 防災性能に影響する他の加工条件の管理について十分検証されていること。
- (3) 製造・処理の運転条件が記録・保存されることとなっていること。
- (4) 製造・処理方法の変更等に対する対応、手続きについて適正に定められていること。

## 6 検査の方法等

- (1) 製造業にあつては、資材の受入基準、検査方法が適切かつ明確に定められていること。
- (2) 合理的な品質管理の目標水準設定とこれを達成するための製品検査における誤差やバラツキを考慮した統計学的に妥当な抜取頻度・方法、試験方法及び合否判定基準並びに検査実施場所、抜取検査員及び検査結果判定者の要件が、適切かつ明確に定められていること。
- (3) 受入資材の検査（製造業に限る。）及び製品検査において不適合となった場合の処置・回収方法、製造・処理条件の確認・改善等の措置について適切かつ明確に定められていること。また、これらが定められたとおりに実施できる体制であること。
- (4) 受入資材の検査（製造業に限る。）及び製品検査の結果の記録・保存方法について定められていること。

## 7 下請業者の管理

下請業者を用いる場合にあつては、当該下請業者における品質管理を適切に行わせるための要求・指導・確認等の管理方法が適切に定められていること。

## 8 設備・機器等の管理

- (1) 製造設備又は防災処理設備及び品質管理のための機器等の保守・点検、計測機器の校正等の管理方法並びに記録・保存方法が適切に定められていること。
- (2) これらの設備等に不具合が判明したときの対応方法が適切に定められていること。

## 9 防災ラベルの管理

- (1) 防災ラベルに係る業務全般を管理する表示管理責任者が選任され、防災ラベル交付申請、防災ラベルによる防災表示、防災ラベル受払管理及び防災ラベル使用報告を適切に実施できる体制であること。
- (2) 防災ラベル使用報告については、協会が定める様式で協会に毎月報告することが定められていること。

## 1 0 教育訓練

- (1) 就業者に対する品質管理に係る教育訓練が計画的かつ継続的に行われることとなっていること。
- (2) 品質管理に関わる責任者又は担当者の異動又は退職の際には、品質管理に係る重要事項が適切に引継がれることとなっていること。

## 1 1 品質記録の作成・保存等

品質管理に係る記録の作成、その記録の10年間保存及びこれらの管理責任者が定められていること。

## 1 2 防災性能試験実施報告

防災性能試験実施報告書の協会への提出方法が適切かつ明確に定められていること。

## 第2 輸入販売業

第1の各規定（4及び5の規定並びに1及び8における製造設備又は防災処理設備に関する規定を除く。）を準用する。

## 第3 裁断・施工・縫製業

第1の3、7、9、10及び11を準用する他、防災物品の受入及び払出の管理を適切に実施し、その記録を作成し、保存することについて定められていること。

### 附 則

この基準は、平成22年9月15日から施行する。

### 附 則

この基準は、令和元年8月1日から施行する。